



平成28年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社ジュンテンドー  
代表者名 代表取締役社長 飯 塚 正  
(コード番号 9835 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
吉 野 順 祥  
(TEL. 0856-24-2400)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月8日開催の取締役会において、平成28年5月20日開催予定の第55回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、これに対応するものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成28年9月1日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2.5株を1株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の7,200万株から2,880万株に変更することといたします。

##### (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の比率 平成28年9月1日をもって、同年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、2.5株を1株の割合で併合いたします。

##### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年2月29日現在）	20,827,911株
今回の併合により減少する株式数	12,496,747株
株式併合後の発行済株式総数	8,331,164株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

(平成 28 年 2 月 29 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,654 名 (100.0%)	20,827,911 株 (100.0%)
3 株未満(1 株~2 株)	306 名 ( 18.5%)	319 株 ( 0.0%)
3 株以上	1,348 名 ( 81.5%)	20,827,592 株 (100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 9 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告の閲覧の利便性向上と手続きの合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。

② 発行可能株式総数ならびに単元株式数の変更

前記「2. 株式併合」の議案が本定時株主総会で承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、当社株式の売買単位を 100 株とするため、現行定款第 8 条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

③ インターネット開示（ウェブ開示）制度導入の新設

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設し、現行定款の第 16 条から第 25 条までを 1 条ずつ繰り下げるものであります。

④ 取締役の責任免除と監査役の責任免除の新設

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および当社が業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条（取締役の責任免除）および第 34 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 27 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。また、上記定款第 27 条、第 34 条の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

⑤ 附則の新設

上記②発行可能株式総数ならびに単元株式数の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新 設)	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>2 事故その他やむを得ない事由により、電子</u> <u>公告によることができない場合は、日本経</u> <u>済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,200万株</u> と する。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,880万株</u> と する。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第12条 (条文省略)	第9条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな</u> <u>し提供)</u>
第16条～第17条 (条文省略)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をすべき事項にかかる 情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインタ</u> <u>ーネットを利用する方法で開示することによ</u> <u>り、株主に対して提供したものとみなすことが</u> <u>できる。</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条～第25条 (条文省略)	第19条～第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第31条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第27条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>1</u> <u>第6条および第8条の変更は、当社第55回定時株主総会の第2号議案にかかる株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 変更の条件

第6条および第8条については本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 28 年 4 月 8 日
定時株主総会決議日	平成 28 年 5 月 20 日 (予定)
定款の一部変更(第 6 条、第 8 条を除く)の効力発生日	平成 28 年 5 月 20 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 28 年 9 月 1 日 (予定) ※
株式併合の効力発生日	平成 28 年 9 月 1 日 (予定) ※
定款の一部変更 (第 6 条、第 8 条) の効力発生日	平成 28 年 9 月 1 日 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 9 月 1 日ですが株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 8 月 29 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

## 【ご参考】

### 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

平成 28 年 5 月 20 日開催の当社定時株主総会におきまして議案として上程される予定の「株式併合の件」および「定款一部変更の件（単元株式数の変更）」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、「単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A」をご用意いたしましたので、ご一読の程お願い申し上げます。

#### Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回、当社では 2.5 株を 1 株に併合いたします。

#### Q3. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することをめざした取り組みを進めております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し普通株式の併合（2.5 株を 1 株に併合）を実施いたします。

#### Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載、または記録された株式数に 2.5 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数変更の効力発生（平成 28 年 9 月 1 日予定）の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,500 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,300 株	1 個	520 株	5 個	なし
例 3	1,254 株	1 個	501 株	5 個	0.6 株
例 4	250 株	なし	100 株	1 個	なし
例 5	229 株	なし	91 株	なし	0.6 株
例 6	1 株	なし	なし	なし	0.4 株

- ・例 1、例 2、例 4 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 3、例 5、例 6 に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却または買取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成 28 年 11 月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式が 1 株（例 6）または 2 株の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q5. 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

株式併合の効力発生前に、単元未満の買取り制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か証券会社に口座を作られていない場合は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りは可能ですか。**

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様（上記 Q4 の例 2、例 3、例 5）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の 2.5 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 2.5 倍となるためです。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2.5 倍となります。

**Q8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか。**

今回の併合により株主様のご所有株式数は2.5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（2.5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。**

次のとおり予定しています。

平成28年5月20日 定時株主総会決議日

平成28年8月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成28年8月29日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。  
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成28年9月1日 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成28年9月下旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成28年11月上旬 端数株式の処分代金の支払開始日

**Q10. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関して、ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話：0120-094-777（通話料無料）

受付時間 平日9時～17時（土・日・祝祭日を除く）

以上